

第3 主要事業

政策審議監

1 「新おかやま夢づくりプラン」の着実な推進

2020年頃の目指すべき岡山の姿を描いた長期構想とその実現に向けた中期行動計画を併せ持つ「新おかやま夢づくりプラン」の着実な推進に当たり、全庁的な推進体制と多様な主体との協働のもと、施策の重点化、効率化等を図りながら、「快適生活県おかやま」の実現を図る。

また、平成21年度はプランの5カ年間の中期行動計画の中間年に当たり、策定後の社会経済情勢の変化や財政構造改革プラン等を踏まえた改訂を行う。

2 政策企画の推進

従来の枠組みや縦割意識にとらわれず、柔軟な発想に基づく企画力と行動力を備えた「政策と行動の県庁」を目指して、県行政の重要事項について議論する場として、知事、副知事、各部局長・県民局長等を構成員とする政策企画推進会議や各部局次長・県民局次長等を構成員とする政策審議員会議を運営する。

3 道州制の導入促進

「21世紀の地方自治を考える懇談会」の提言、第28次地方制度調査会の答申をはじめ、政府（道州制ビジョン懇談会）、政党及び全国知事会等での議論を踏まえ、道州制の導入と中四国州の実現に向けて国民的議論が展開されるよう、気運の醸成、情報発信等に努める。

4 広域連携の推進

広域交通網の整備等による生活圏、経済圏の飛躍的な拡大や環境問題等の広域的な行政課題の増大に対応していくため、関係地域の知事レベルでの協議の場を通じ、時代の変化に即応した政策形成に向け、広域連携を推進する。

公聴広報課

1 公聴活動の推進

「対話の県政」「開かれた県政」を推進するため、県民の県政に対する意見・要望等を的確に把握する公聴活動を幅広く実施し、県民の声を県政に反映させるよう努める。

(1) 「青空知事室」の開催

知事と県民が、自由・率直に話し合う場を設けて、幅広く県民の意見や提言を聴取する。

(2) 「マルチメディア目安箱」の運営

県政に対する意見、提言等を手紙、はがき、ファックス、インターネットにより受け付け、知事が目を通した上で提言者に回答し、県民の皆さんに知っていただきたいものをインターネット上に公開する。

2 広報活動の推進

各種広報媒体の特性を生かしながら、県政情報を適時的確に県民に提供し、効果的でタイムリーな県政広報の推進に努めるとともに、重点広報宣伝事項を踏まえた広報宣伝活動を積極的に展開する。

(1) 刊行物の発行

- ・岡山県広報紙「晴れの国おかやま」(隔月発行)
- ・点字広報「おかやま」(毎月発行)
- ・県政広報資料(毎月メールで配信)

(2) 新聞紙面購入

- ・日刊新聞紙面の購入「県政NOW」

(3) テレビ・ラジオによる広報

- (テレビ) お知らせ番組、企画番組、特別番組、スポット放送
- (ラジオ) お知らせ番組、スポット放送

(4) イメージアップ広報宣伝

岡山県のイメージアップを図るため、本県の有する優れた魅力を広く県内外へPRする。

- ・「おかやま晴れの国大使」による県外でのPR活動や県政に対する意見・提言の聴取
- ・県ホームページのポータルサイトとしての機能整備や多彩なコンテンツの展開
- ・メールマガジン、携帯電話サイトなどを活用した機動力あふれる情報発信
- ・ショッピングサイト、ご当地検定サイト、動画共有サイト等を活用したインターネットサイトでの情報発信

総務学事課

1 情報公開の推進と個人情報の保護

県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進を図るため、行政情報の公表、行政資料の提供、行政情報相談・案内等の情報提供施策の充実に努めるとともに、公文書の開示を適切に実施することにより県の県政に関する説明責任を果たしてゆく。

また、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報保護条例に基づき、県が保有する個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、自己情報の開示、訂正、利用停止等請求に対し適切に対応する。

2 私学教育の充実

公教育の重要な一翼を担う私学は、それぞれ独自の建学の精神と教育方針のもとに、特色ある教育活動を行っており、こうした私学の重要性に鑑み、その公共性を高め、健全な発展を図るため私学の振興に努める。

また、特色ある私学教育の推進、教育条件の維持向上及び保護者負担の軽減を図るため、各種助成事業を通じて私学の健全な育成発展に努める。

3 公立大学法人岡山県立大学の運営

公立大学法人岡山県立大学は、総務大臣及び文部科学大臣の認可を得て、平成19年4月1日に設立され、県は、法人の設立団体として、地方独立行政法人法に基づき、中期目標の指示、中期計画の認可等を行ったところである。岡山県地方独立行政法人評価委員会からの業務実績評価等を踏まえ、県立大学が法人化のメリットを活かしながら、将来にわたって県民の期待に応える魅力ある大学となるよう働きかけを行っていくこととしている。

(参 考)

・私立学校の状況

学 校 種 別	学 校 数 (H21.4.1)	生 徒 数 (H20.5.1)
高 等 学 校	23校	15,731(531)
中 学 校	8	2,244
小 学 校	3	1,024
幼 稚 園	34	5,490
専 修 学 校	56	9,027
各 種 学 校	17	1,088
計	141校	34,604(531)

(注) 通信制外書き

・平成21年度私学助成費の概要

(単位：千円)

補助金等の名称		内 容	平成21年度 当初予算額
私立学校経常費補助金		高等学校・中学校・小学校・幼稚園を設置する学校法人に対し、教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減を図るための助成	7,179,137
私立学校教育改革等推進補助金		高等学校・中学校・小学校・幼稚園を設置する学校法人に対し、私立学校の特性を生かした教育活動の積極的な展開等の推進を図るための助成	114,288
私立高等学校授業料減免補助金		高等学校を設置する学校法人に対し、経済的理由により修学に困難を来す生徒に対する修学奨励を図るための助成	232,054
私立高等学校交通遺児授業料減免等補助金		私立高等学校に在学する交通遺児等で、経済的理由により修学が困難である者に対する授業料減免及び私立高等学校の通信制課程に在学する生徒の修学条件の改善のための助成	2,322
日本私立学校振興・共済事業団補助金		私立学校教職員共済法第35条第4項の規定による助成（長期給付掛金補助）	45,053
私立学校等人権教育指導補助金		私立学校等における様々な人権問題について理解と認識を深める教育の総合的な推進を図るための助成	9,347
専修学校各種学校振興会補助金		岡山県専修学校各種学校振興会運営費の一部助成	760
岡山県私学振興財団補助金	退職金給付事業	私立学校教職員に支給する退職金給付財源の助成	111,755
	奨学金貸与事業	私立高等学校奨学金及び学校法人立私立専修学校奨学金の貸付けのための助成	19,323
私立専修学校設備整備費等補助金		専修学校・各種学校の教具等の購入及び専修学校の情報化教育に要する経費の助成	14,000
私立高等学校特色教育施設設備整備費補助金		私立高等学校が、特色ある教育を推進するための施設の整備及び機器備品の購入に要する経費の助成	20,000
高等学校通信教育振興奨励費補助金		通信制課程在学生の修学条件の改善を図るための助成	453
私学振興資金貸付金		岡山県私学振興財団が、これを原資として金融機関から低利の協調融資を得て、学校法人に施設設備整備資金として貸付を行うための原資貸付	2,199
私立学校耐震化促進事業補助金		学校法人が実施する私立学校の耐震診断に要する経費の助成	30,000
合 計			7,780,691

4 公益法人事務の推進

民による公益の増進を目指して、新しい公益法人制度が平成20年12月1日に施行された。

これまで一体であった法人の設立と公益性の判断が分離され、登記のみで法人を設立でき（一般社団・財団法人）、そのうち公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人は、岡山県公益認定等委員会（平成20年5月1日設置・有識者5名）での審査を経て、行政庁の公益認定により公益法人（公益社団・財団法人）になることができる。

従来の社団法人、財団法人は、新法施行後、特例民法法人として5年間は現在のまま存在できる。ただし、5年間のうちに、新制度における公益社団法人、公益財団法人に移行するか（移行認定）、公益事業に使用すべき財産を一定の期間内に支出する計画（「公益目的支出計画」）を策定して一般社団法人、一般財団法人に移行するか（移行認可）、いずれかの選択をすることとなる。5年間にいずれも行わなかった場合は、解散したものとみなされる。

県としては、岡山県公益認定等委員会と緊密に連携を図りながら、適切な制度運用に努めていくこととしている。

（参 考）

- ・岡山県における特例民法法人の状況（H21.4.1現在）

区 分	特例社団法人	特例財団法人
知 事 部 局	1 7 7 法人	1 7 3 法人
上記の外		
（警察本部所管）	（ 5 法人）	（ 3 法人）
（教育委員会所管）	（ 5 法人）	（ 4 7 法人）
小 計	1 8 7 法人	2 2 3 法人
全 体	4 1 0 法人	

人 事 課

真の地方分権型社会にあつては、自己決定・自己責任の原則のもとで、政策を立案し、実行していく、「自立力」を備えた地域の確立が必要であり、職員一人ひとりの意識・行動原理の改革や職員の能力を最大限生かすことが強く求められている。このため、今年度においては、次の事項に重点的に取り組む。

また、県、地方職員共済組合岡山県支部及び財団法人岡山県職員互助会の三者で、職員の福利厚生事業を行う。

1 適正な人事管理

年功主義から、能力・実績主義による人事管理への移行が求められており、その基盤となる人事評価制度の構築を目指して試行に取り組んでいるところであり、平成18年度から所属長等の管理職については、評価結果を勤勉手当へ反映させている。

また、勤務成績が良好でない職員に対して、平成18年度から勤務成績の改善、向上を図るための研修を実施している。

2 女性の登用等

女性職員がその能力を十分発揮できるよう、未経験分野等への積極的な登用を図り幅広い職務経験を付与するとともに、資質向上や意識啓発のための各種研修への参加機会の確保を図る。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画に沿って、仕事と育児の両立支援対策に取り組む。

3 公務員倫理

公務員倫理の高揚を図るため、服務規律の一層の浸透を図る。

4 意識改革・研修

職員の意識改革を促進し、優れた発想力と実行力を備えた職員を育成するため、民間委託した自治研修所での研修をはじめとした各種研修制度の充実に努めてきている。こうした研修のさらなる効果の向上を図るため、人材育成基本方針に沿って研修制度と職場での取組、人事管理との連携を進める。

また、職員の視野の拡大やモチベーションの向上を図るため、若手職員には多様な分野を経験させるとともに、職種間の人事交流を積極的に行う。

さらに、日常の業務とは異なる体験をさせ、自己改革や発想の転換を図り、通常の研修では得ることのできないノウハウや知識の習得に向けて、民間企業や他県、市町村等と引き続き幅広い人事交流を行う。

5 余暇の充実

仕事と余暇のバランスがとれた豊かな生活の実現を図るため、時間外勤務の縮減、年次休暇の取得促進等に努める。

6 各種福利厚生事業の実施

地方職員共済組合岡山県支部及び財団法人岡山県職員互助会と連携し各種の給付事業、職員寮及び福利厚生施設の助成、レクリエーション事業などを行うとともに、職員時報の発行、福利厚生施設の管理を行う。

7 健康管理

職員の健康の保持増進及び疾病の早期発見と早期治療を図るため、各種健康診断の実施をはじめ、健康教室や相談事業の実施、保健師等による事後指導に努めるほか、安全衛生体制及び職場環境の整備を図り、健康で働きがいのある職場づくりをトータルヘルスプラン対策事業として積極的に推進する。

8 ライフプラン対策

中高年齢職員の活性化等を図るため、公的資格等の取得助成などに取り組むとともに、「年金・ライフデザイン講座」（県内3地区）を開催し生涯生活設計について支援を行う。

行政改革推進室

平成9年以来、3次にわたり行財政改革大綱を策定し、主として県財政の借金体質からの脱出を目指して取り組み、県債残高などストックベースでは一定の改善が図られてきたところである。しかしながら、今後見込まれている巨額の収支不足を解消し、歳入と歳出のバランスがとれた持続可能な財政構造を確立するため、これまでの行財政改革の総仕上げとして、昨年12月に、「岡山県行財政構造改革大綱2008」を策定したところである。この大綱に基づき、事務事業、公の施設、外郭団体などの見直しを着実に進めるとともに、組織・職員数のスリム化、職員の意識改革、仕事のやり方の見直しなど行政システムを再構築することとしており、今年度は、次の事項に重点的に取り組む。

1 本庁組織の再編

総合的な政策立案機能の充実を図るとともに、部局横断型の課題や行政需要の変化に的確に対応し、県民目線に立った政策を戦略的に展開するために、本庁組織の見直しを行い、夢づくりプランを着実に推進する組織体制を構築する。

2 行政評価システムの構築

財政構造改革に取り組む中で、これまで以上に少ない経費で最大の効果を上げるため、政策から事務事業レベルまでの行政評価制度を体系化した上で、県民満足度など分かりやすい成果指標を評価基準とした新たな行政評価システムを構築する。

(参 考)

〔本庁組織〕

	部等	局・室	課	課内室	課内班等	係	備 考
H 9. 4. 1	8	7	75	2	49	193	H 9. 11 第1次行革大綱策定
H11. 4. 1	8	5	70	2	56	193	H11. 11 第2行革大綱策定
H15. 4. 1	8	5	68	5	58	166	H15. 11 第3次行革大綱策定
H17. 4. 1	9	3	69	4	228		H17. 12 改訂第3次行革大綱策定
H20. 4. 1	9	2	67	7	214		H20. 12 行財政構造改革大綱2008策定
H21. 1. 20	9	2	67	8	212		緊急雇用対策室の設置
H21. 4. 1	9	1	66	8	206		

〔定数（教育庁、警察本部を除く）〕

(単位：人)

		H9. 4. 1	H11. 4. 1	H15. 4. 1	H17. 4. 1	H20. 4. 1	H21. 4. 1		
		定数	定数	定数	定数	定数	定数	増減	
								対H9	対H20
知事部局	一般定数	5,305	5,136	4,823	4,634	4,178	3,930	△1,375	△248
	派遣・出向・休職等	265	264	220	180	181	195	△70	14
	特定事業定数	167	171	158	182	99	103	△64	4
	計	5,737	5,571	5,201	4,996	4,458	4,228	△1,509	△230
諸局	議会事務局	38	38	38	38	38	38	-	-
	選管事務局	5	5	5	5	5	5	-	-
	監査事務局	17	17	17	16	16	16	△1	-
	人事委事務局	16	15	14	14	14	14	△2	-
	労委事務局	15	14	12	12	11	11	△4	-
	漁調事務局	8	8	8	8	7	7	△1	-
	計	99	97	94	93	91	91	△8	-
企 業 局		185	185	185	185	137	120	△65	△17
備 考		H9. 11 1次大綱	H11. 11 2次大綱	H15. 11 3次大綱	H17. 12 改訂3次大綱	H20. 12 大綱2008			

財 政 課

２１年度予算については、岡山県行財政構造改革大綱2008に掲げた目標値を達成するよう着実に改革に取り組む一方で、「平成２１年度政策重点指針」に基づき、事業の「選択と集中」をより一層加速させ、本県の今後の発展にとって優先的に取り組むべき喫緊の課題に対して、機動性を持ち柔軟に対応することにより、「快適生活県おかやま」を実現していくこととした。

その結果、一般会計の当初予算額は6,618億円となり、前年度当初予算額に対し96.8%、特別会計は3,007億37千万円で対前年度比109.8%となっている。

２１年度当初予算の状況は次のとおりである。

平成 21 年度当初予算額一覧表

(単位:百万円)

(単位:百万円)

区 分			平成20年度			平成21年度			比 較	
			当初予算額	財源内訳		当初予算額	財源内訳		増減額	増減率 (%)
				特定	一般		特定	一般		
一般会計	A 義 務 的 経 費		243,133	7,874	235,259	257,578	9,183	248,395	14,445	5.9
	B 公 共 事業費	一 般 公 共	37,407	35,890	1,517	33,178	31,262	1,916	△ 4,229	△ 11.3
		災 害 復 旧	3,551	3,534	17	3,250	3,238	12	△ 301	△ 8.5
		国 直 轄	16,632	12,174	4,458	12,598	8,677	3,921	△ 4,034	△ 24.3
	C 国庫補助事業費		21,804	14,614	7,190	22,268	15,183	7,085	464	2.1
	D 基 準 行 政 運営費	人 件 費	235,606	43,619	191,987	225,025	44,026	180,999	△ 10,581	△ 4.5
		運 営 費	30,754	5,166	25,588	28,208	4,745	23,463	△ 2,546	△ 8.3
	E 単県行政施策費		94,976	56,355	38,621	79,695	43,021	36,674	△ 15,281	△ 16.1
	一 般 会 計 の 計		683,863	179,226	504,637	661,800	159,335	502,465	△ 22,063	△ 3.2
	特 別 会 計 の 計			273,980	273,980		300,737	300,737		26,757
合 計			957,843	453,206	504,637	962,537	460,072	502,465	4,694	0.5
企 業 会 計 の 計			12,787	12,787		12,022	12,022		△ 765	△ 6.0

管 財 課

1 県有財産の管理

県有財産の管理・処分並びに公共用地等の取得・利用について総合調整を行い、適正な運用を図る。

特に公有財産に関する重要事項については、「岡山県公有財産審議会」において調査・審議を行うとともに、公用若しくは公共用に供する土地等の取得・処分に関しては、「岡山県用地調整幹事会」において協議・調整を行う。

2 用地の先行取得

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要な土地を先行取得することにより、諸事業を円滑に実施するため、岡山県土地開発基金及び公共用地先行取得等事業債を活用する。

本年度も県の諸事業の実施に必要な用地の先行取得を行う。

・土地開発基金総額（平成21年度当初額）	10,780,447千円
不動産（土地）	9,790,570千円
債権（特計貸付等）	1,000千円
現金（預託）	988,877千円
・平成21年度公共用地等取得事業特別会計当初予算額	1,000,000千円

税 務 課

1 県税収入予算

県内の景気は、輸出が急速に減少したことにより、悪化の一途を辿っており、有効求人倍率が1倍を下回る水準に低下するなど、雇用の面で特に厳しさを増している。

平成21年度の県税収入については、特に法人二税が景気後退の影響で281億円の減、法人事業税の一部が地方法人特別税として国税に移行するという税制改正の影響で134億円の減となるものと見込んでいるところであり、平成20年度当初予算よりも397億円減の2,251億円余(対前年比15.0%減)を計上している。

2 税収確保対策

現下の非常に厳しい財政状況にかんがみ、本年度は、今後生じることが見込まれている巨額の収支不足を解消して、歳入と歳出のバランスがとれた財政構造を確立するため、これまでの3次にわたる行財政改革の総仕上げとして、岡山県行財政構造改革大綱2008に掲げる対策を着実に実行するための新たなスタートの年であり、県税については収入率を98.0%以上に向上させて全国トップクラスの位置にランキングされるようにすることが大きな課題となっている。

(1) 徴収対策の強化

岡山県行財政構造改革大綱2008に掲げる県税の収入率の達成に向けて、徴収対策をさらに強化するものとし、財産調査を十分に行うことはもとより、財産が判明した場合は迅速に差押え並びに公売及び取立てを行い、さらに、滞納処分の迅速化及び人材の有効活用を図るために、正規職員と非正規職員の役割分担の徹底に努める。

(2) 個人県民税の徴収対策

税源移譲に伴い、個人県民税は、最も基幹的な税目となっているほか、未収額においても同税の占める割合が最も大きくなっていることを強く意識した上で、市町村と協働して個人県民税の新たな滞納が発生しないように努めるとともに滞納額の縮減を図る。

また、新たに設置した「岡山県滞納整理推進機構」においては、市町村と連携し、個人住民税等の滞納整理を一層強力に進める。

(3) 課税調査の徹底

法人事業税の外形標準課税の適正化や不正軽油の撲滅、税負担の公平性の確保の観点から、独自に課税調査を徹底して行うことが極めて重要であることを踏まえ、調査体制を確立するとともに、研修や事例研究等により、調査技術の向上を図りつつ、計画的かつ着実に調査を実施する。

3 「ふるさと納税」の推進

「ふるさと」に対し貢献又は応援したいという納税者の思いを実現する観点から、いわゆる「ふるさと納税制度」が創設され、地方公共団体に対して寄附を行った金額に相当する額を住所地の市町村に納めるべき個人住民税から控除することができるとされたことを踏まえ、庁内各課と連携しながら、岡山県の魅力の積極的なアピールに努め、「ふるさと納税」の推進を図る。

4 電子化への対応

電子自治体を推進するため、地方税の電子申告等に係るシステムの向上を図るとともに、すべての市町村において地方税の電子手続きのサービスを提供する環境となるよう積極的に働きかける。

(参考)

・平成21年度県税収入予算

(単位：千円，％)

税 目 \ 区 分		当 初 予 算 額	
		予 算 額	対前年度予算比
個 人 県 民 税		62,567,224	103.3
個 人 事 業 税		1,750,938	96.0
法 人 県 民 税		11,988,456	74.3
法 人 事 業 税		40,107,528	51.8
利 子 割 県 民 税		2,626,864	100.3
配 当 割 県 民 税		974,816	45.4
株式等譲渡所得割県民税		823,341	58.8
地方消費税	譲 渡 割	25,713,874	117.5
	貨 物 割	18,209,747	116.2
不 動 産 取 得 税		4,924,504	98.2
た ば こ 税		3,662,545	97.0
ゴ ル フ 場 利 用 税		1,078,949	95.4
自 動 車 取 得 税		4,180,555	69.4
軽 油 引 取 税		17,174,792	82.8
自 動 車 税		26,809,167	96.6
鉦 区 税		12,326	98.3
狩 猟 税		51,568	97.8
産 業 廃 棄 物 処 理 税		637,970	84.2
旧 税	料 理 飲 食 等 消 費 税	18	25.7
	特 別 地 方 消 費 税	76	45.5
	軽 油 引 取 税	1,884,522	皆増
(県 税 計)		225,179,780	85.0
地 方 法 人 特 別 譲 与 税		12,011,807	皆増
地 方 揮 発 油 譲 与 税		1,958,050	皆増
石 油 ガ ス 譲 与 税		206,323	76.9
地 方 道 路 譲 与 税		1,163,286	28.8
航 空 機 燃 料 譲 与 税		33,724	88.0
(譲 与 税 計)		15,373,190	354.3

(参考)

・平成21年度地方消費税清算金予算

(単位：千円，％)

区 分 清算金	当 初 予 算 額	
	予 算 額	対前年度予算比
地方消費税清算金（歳入）	36,193,080	105.6
地方消費税清算金（歳出）	43,111,865	116.9

・平成21年度市町村交付金予算

(単位：千円，％)

区 分 交付金	当 初 予 算 額	
	予 算 額	対前年度予算比
利 子 割 交 付 金	1,473,507	98.6
配 当 割 交 付 金	579,041	45.4
株式等譲渡所得割交付金	489,065	58.8
地 方 消 費 税 交 付 金	18,407,342	105.8
ゴルフ場利用税交付金	755,570	95.4
自 動 車 取 得 税 交 付 金	3,058,275	76.4
軽 油 引 取 税 交 付 金	5,344,322	皆増
産業廃棄物処理税交付金	153,353	91.3
特別地方消費税交付金	100	100.0
(交 付 金 計)	30,260,575	116.5

危機管理課

1 防災・危機管理体制の整備

県民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす大規模な自然災害、大規模事故災害、テロ、武力攻撃災害等が発生又は発生するおそれがある場合において、情報の収集伝達や応急対策を迅速かつ的確に行い、被害を最小限にとどめるため、防災・危機管理体制の整備を行う。

(1) 危機管理チームの設置・運営と県民局の体制整備

危機管理監と庁内各部主管課長等からなる「危機管理チーム」を設置しており、相当の被害が発生するおそれがある場合等において、全庁的な危機管理業務を一元的に行う。

県民局には、防災・危機管理を担当する地域防災監を、地域事務所には防災・危機管理責任者である所長を配置するなど、県民局・地域事務所の防災・危機管理体制を整備し、組織的に迅速かつ的確な対応を行う。

(2) 防災訓練の実施

災害発生時に、県・市町村・防災関係機関が相互に連携し、組織的な防災体制の確立や、災害応急対策を迅速かつ的確に行えるよう、水害特別防災訓練や住民参加による総合防災訓練、地震・津波に対する図上防災訓練等を実施する。

(3) 24時間防災・危機管理体制

夜間及び休日における災害情報等の収集・伝達等の初動対応を行う危機管理要員を集中配備室に配置するとともに、必要に応じ、県庁近隣の待機職員がその指示等に当たるなど、

24時間体制で対応する。

2 地域防災力の向上

市町村や地域の防災関係団体等との連携のもとに、災害発生に伴う初動活動や住民への情報伝達状況等、県全体の防災体制を随時見直しながら、地域防災力の向上を図る。

(1) 岡山県防災対策基本条例の周知等

岡山県防災対策基本条例は、公助・自助・共助を基本に、県、市町村はもとより、県民、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアがそれぞれの責務・役割を果たし、かつ協働することにより、防災対策を実施していくことを基本理念として、平成20年3月に制定されたところであり、引き続き、この条例の周知に努め、地域防災力の向上に取り組む。

(2) 防災意識の高揚と自主防災組織の設置促進等

防災週間（8月30日～9月5日）等の様々な機会をとらえ、市町村や防災関係機関、地域の関係団体との協働による防災啓発活動を実施する。

また、地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の設置促進や活性化を図るため、その防災資機材の整備や防災士の資格取得等を支援する市町村に対して助成を行う。併せて、災害時における事業所等民間団体による協力支援体制の整備を進める。

(3) 地震・津波対策の推進

地震・津波に関する災害への地域の備えについて、普及啓発を図るとともに、市町村が行う津波避難誘導計画等の作成を支援する。

3 国民保護の体制整備

岡山県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態や大規模テロ発生時に、国、県、市町村、指定地方公共機関等が相互に連携し、国民保護措置を的確かつ迅速に行えるよう、体制整備等を行い、国民保護訓練を実施する。

4 情報通信体制

地上系防災行政無線を核に衛星通信や岡山情報ハイウェイ等の情報通信基盤との併用による総合的な防災情報ネットワークの運用を行うとともに、インターネットや防災メール配信を通じて県民へ各種防災情報を提供している「岡山県総合防災情報システム」について、一層の有効活用に努める。

消 防 保 安 課

1 コンビナート地区災害防止対策

(1) 防災本部の運営

「岡山県石油コンビナート等防災本部」及び「広島県及び岡山県石油コンビナート等防災本部協議会」の運営を通じ、石油コンビナート等防災計画の見直しを行い、総合的な防災体制の確立を図る。

(2) 災害予防対策の推進

国、倉敷市をはじめ、水島コンビナート地区保安防災協議会等との連携を密にし、事業

所に対して事故防止の徹底と自主保安体制の強化を指導するほか、事故多発傾向に対処するため、平成18年度に設置した防災関係機関やコンビナート事業所をメンバーとする「水島コンビナート事故防止対策会議」を定期的を開催し、事故防止のための抜本的対策を検討する。

さらに、コンビナート事業所の多くは立地から40年を経過しており、設備の老朽化が懸念されることから、学識経験者の指導のもとに作成した管理指針を積極的に活用するなど、事業所の設備管理の強化を図る。

(3) 災害対策の充実

岡山県防災資機材センターの充実整備に努めるとともに、国・県・倉敷市及び防災関係機関が一体となった総合防災訓練を実施する。

2 消防対策

(1) 消防体制の充実整備

補助制度等を活用して、消防施設・設備の整備を促進するとともに、岡山県消防学校において消防職員・団員を対象とした教育訓練を実施する。

また、救急業務の高度化に対応して救急救命士の養成・資質向上のための教育訓練を実施するとともに地域におけるメディカルコントロール体制の充実を図る。

さらに、消防職員・団員の表彰や消防団の充実活性化のための啓発支援事業を行うほか、消防操法訓練大会や全国女性消防団員活性化岡山大会などを実施する。

(2) 広域応援体制の充実と消防の広域化

大規模な災害や特殊な災害などが発生した場合には、市町村あるいは県の区域を越えて消防力の広域的運用が図れるよう体制整備を行う。

また、平成19年度に策定した「岡山県における市町村の消防の広域化推進計画」等を踏まえながら、市町村とともに消防の広域化を推進する。

(3) 火災予防行政の推進

市町村や消防本部と一体となって、婦人防火クラブ等とも協働しながら、県民の防火意識の高揚や一般住宅に設置が義務付けられた住宅用火災警報器の普及を図る。

また、危険物や消防設備等の規制制度の的確な運用を図る。

3 保安対策

(1) 高圧ガス

高圧ガス保安法に基づく許認可・検査等の厳格な実施と適正な運用を通じ、保安対策の強化に努めるとともに、コンビナート事業所の自主保安体制の整備を指導する。また、保安意識の高揚を図るため、高圧ガス保安活動促進週間（10月23日～29日）を中心として、高圧ガス関係保安団体との共催により、岡山県高圧ガス保安大会や各種保安講習会を開催する。

特に液化石油ガスの消費については、液化石油ガス保安指導員による販売事業者や認定保安機関の指導を強化するとともに、(社)岡山県エルピーガス協会との連携のもとにLPガスの安全な使い方の啓発など消費者の保安対策を積極的に推進する。

(2) 火薬類

火薬類による事故の未然防止と盗難や不正流出を防止するため、火薬類取締法に基づく

許認可・検査事務を通じて事業者への保安指導を強化するとともに、火薬類危害予防週間（6月10日～16日）に先立ち、（社）岡山県火薬類保安協会と共催で岡山県火薬類危害予防大会を開催する。

（3）電気

電気工事業法に基づく電気工事業者の登録等を通じて、電気工事が適正に実施されるよう指導を行う。また、電気工事士法に基づき、第1種・第2種電気工事士免状を交付する。

4 消防防災ヘリコプターの活用

消防防災ヘリコプターを導入し、平素は中山間地域や島しょ部等からの患者の遠距離搬送を行うとともに、林野火災時の消火活動や大災害時の情報収集・救助活動などを行い、全県的な消防防災力を強化する。